

宿泊事業者の皆様へ

バリアフリー法が改正され、令和元年9月1日から、延べ面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館に義務付けられる車椅子利用者用客室の設置数が変更となりました。

改正前

客室の総数が50室以上の場合は、1以上の車椅子利用者用客室を設ける



改正後

客室総数が50室以上の場合は、客室の総数の1%以上の車椅子利用者用客室を設ける

さらに…

仙台市ではホテル又は旅館を新築・増築する場合には、バリアフリー法以外にも、仙台市ひとにやさしいまちづくり条例に定める基準にも適合させることを求めています。



この証は、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」で定める整備基準に適合しています。

仙台市

新築や大規模改修の機会をとらえて、ひとにやさしい建物を増やしていきましょう。



建築や大規模改修を行う際には、バリアフリー法だけではなく、下記整備基準に基づき、バリアフリーに配慮した整備を進める必要があります。

仙台市ひとにやさしいまちづくり 条例に定める整備基準の概要

1 建物の出入口

- ・車椅子が通りやすい幅(90cm以上)を確保してください
- ・扉は自動ドア又は車椅子使用者が開閉しやすいものとしてください

2 便所

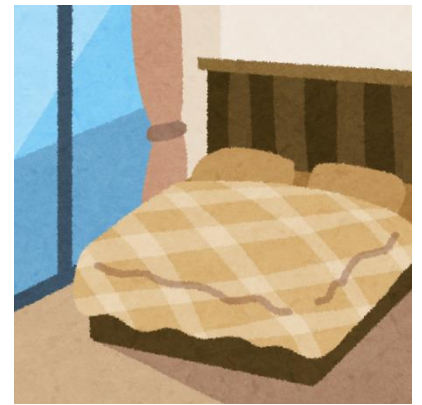
- ・車椅子が回転できる広さ(直径150cmの円が入る程度)を確保してください
- ・オストメイト対応設備などを、必要に応じて1箇所以上設置してください

3 共同浴室

- ・車椅子使用者に配慮した浴室を1箇所以上設置してください
- ・上記の浴室の出入口は、車椅子が通れる幅(80cm以上)としてください
- ・上記の浴室は、滑りにくい床仕上材としてください。

4 客室

- ・床面積が5,000㎡以上の宿泊施設の場合、車椅子使用者用客室に加え、聴覚障害者が円滑に利用できる客室を、1以上設けてください。



このほかにも、設備ごとに様々な基準がございます。詳細な基準については、下記までお問合せください。

お問合せ先

建築物の整備基準に関するご相談

青葉区街並み形成課 TEL: 022-225-7211(代) 宮城野区街並み形成課 TEL: 022-291-2111(代)
若林区街並み形成課 TEL: 022-282-1111(代) 太白区街並み形成課 TEL: 022-247-1111(代)
泉区街並み形成課 TEL: 022-372-3111(代)

条例全体に関するご相談

健康福祉局社会課 TEL: 022-214-8158 Mail: fuk005320@city.sendai.jp